

意見書

2007年9月15日

子どもの育ちと法制度を考える 21世紀市民の会（子どもと法・21）

警察庁は本年9月6日、「虞犯少年」に対して警察の任意調査権を明記した「少年警察活動規則の一部を改正する規則案」を発表した。

いうまでもなく、この「虞犯少年」に対する警察の調査権は、2007年少年法「改正」政府提案法案の一部にあったものだが、国会審議において削除されたものである。国会の議論と結論を否定する事項を国家公安委員会（警察庁）が制定する「少年警察活動規則」に加えるということは、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会（憲法41条）を無視する違憲の措置である。

同規則案では、第3節に「ぐ犯調査」の項を置き、第27条で「少年法第3条第1項第3号イからニまでに掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪をおかし、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあることを具体的に明らかにするよう努めなければならない。」とする。「将来、罪をおかすおそれがあることを具体的に明らかにする」というのであるから、警察官が調査を開始する段階では罪をおかすおそれは具体的なことを前提にしている。すなわち、警察官が、「将来罪をおかすかもしれない」と主観的に考えれば、少年に対する調査が開始されることになる。これは、「虞犯のおそれの疑いのある場合」の調査権であり、2007年「改正」政府提案法案そのものである。このような「すべての少年たちが対象にされかねない」曖昧な要件で、警察権限が発動されることによる人権侵害の危険性から国会で削除されたものである。

さらに、規則案第13条第2項では、「14歳未満のぐ犯少年であつて、少年法6条の6第1項の規定により送致すべき者」とあり、あたかも警察官が14歳未満の虞犯少年に対する調査権限を持っているかのような少年法を無視する条項もある。

国会審議を無視する違憲の規則であるばかりか、警察権限を更に拡大し、「子ども」を入り口にした警察主導の監視社会を招聘する規則案である。わたしたちは、これに反対するとともに、このような規則を制定しようとする警察庁に断固抗議する。